

# LINE 公式アカウントアクティブ化サポート約款

## 第1条(適用範囲)

- 「LINE公式アカウントアクティブ化サポート約款」(以下「本約款」という)は、本約款に同意した上で、「LINE公式アカウントアクティブ化サポート」(詳細は次条にて定めるものとし、以下「本サービス」という)の利用を申込み、株式会社ぐるなび(以下「当社」という)が承諾した者(以下「契約者」という)が本サービスを利用するにあたり、当社と契約者との間に適用される。なお、LINEヤフー株式会社(以下「LINEヤフー社」という)が運営するサービス「LINE公式アカウントサービス」(以下「公式アカウントサービス」という)に関し、当社が別途提供するLINE公式アカウント管理代行サービスの申込を行っていることを本サービスの申込の条件とする。
- 本サービスには、当社が別途定めるLINE運用代行サービス利用条件(以下「原利用条件」といいます)が適用される。本約款の定めと原利用条件の定めが矛盾又は抵触する場合は、本約款が優先して適用される。但し、原利用条件第3条第5項は適用されない。
- 本サービスの利用にあたっては、別途当社が定める基本約款(以下「本約款」とあわせて「当社約款」という)が適用される。
- 本約款に定めのない事項に関しては、基本約款の定めが適用され、基本約款の定めと本約款の定めが矛盾又は抵触する場合は、本約款の定めが優先して適用される。
- 本約款で使用する用語の定義は、本約款において別段の定義がない場合、基本約款における定義と同一とする。

## 第2条(本サービス)

- 当社は、契約者に対し、本サービスとして、次の各号に掲げるサービスを提供する。
  - 店舗ページの情報の拡充:所定の店舗ページの情報を拡充する(登録・更新する)。
  - アクティブ化サポート:店舗がメッセージ配信を実施し、友だちを増やすためのサポートを行う。  
(契約者の希望に基づき、レストランメール、Googleビジネスプロフィール等の操作を実施する)
- 契約者は、本サービスの内容が、公式アカウントサービスの内容を前提とするものであり、公式アカウントサービスの内容の変更により、本サービスの内容が変更される可能性があることをあらかじめ承諾するものとし、また、本サービスの改廃及びその詳細について、当社は、当社の裁量により、随時自由に見直すことができるものとする。

## 第3条(本契約の成立及び条件)

- 本サービスの利用を希望する者(以下「利用希望者」という)は、当社に対し、当社所定の申込書及び申込画面等(以下あわせて「申込書等」という)を提出又は登録することにより、本サービスの利用を申し込む。当社は、申込書等の提出又は登録をもって、利用希望者が本約款に同意したものとみなす。
- 当社は、前項の申込みについて、当社所定の審査基準(以下「審査基準」という)に従い利用希望者を審査し、利用希望者が審査基準を満たさない場合には、速やかに当該利用希望者にその旨を通知する。
- 本約款に基づく利用希望者等提出又は登録した時点において「本契約」という)は、当社が利用希望者の申込みを承諾した時点をもって成立する。
- 本サービスの利用は、利用希望者がLINEヤフー社との間で公式アカウントサービスにかかる契約(以下「公式アカウントサービス契約」という)を現に締結していることを前提条件として認めるものであり、次のいずれかに該当する場合、当社は利用希望者による本サービスの利用を認めない。
  - 利用希望者が申込書等を提出又は登録した時点において公式アカウントサービス契約が成立していない場合(当社が次条に基づき同契約の取次を行う場合においては、公式アカウントサービス契約が成立しなかった場合)
  - 利用希望者による公式アカウントサービスの利用が停止されている場合
  - その他本サービスの利用が適切でないと当社が判断した場合
- 本サービスの利用中に、公式アカウントサービス契約が終了した場合、終了事由にかかわらず、本契約は公式アカウントサービス契約の終了と同時に終了するものとする。

## 第4条(本契約期間)

本契約の有効期間(以下「本契約期間」という)は、本契約が成立した日から有効とし、本サービスの提供終了日までとする。なお、本契約期間後においても履行すべき債務がある場合は、本約款に従って履行するものとする。

## 第5条(本サービスの対価)

- 本サービスの対価(委任費用を除き、本約款において以下同じ)は、申込書において定める金額とする。
- 契約者は、本サービスの対価を当社が別途定める支払方法により、請求書に記載された支払期日までに当社に支払うものとする。
- 契約者が当社に支払う金額は、本サービスの対価及び本サービスの対価に対して課される消費税等の税金の合計額とする。
- 本サービスの対価の支払いにかかる手数料その他費用は、契約者が負担する。
- 本サービスの対価は、本契約期間の途中で本サービスの利用が終了した場合であっても、本サービスの対価は日割計算により減額されず、契約者は、全額を支払う義務を負う。

## 第6条(事前手続)

- 契約者は、本サービスを利用するために必要となる公式アカウントのID及びパスワード、又は権限(以下「契約者アカウント等」という)を、自己の責任で当社に提供する。
- 前項に基づく契約者アカウント等の提供に起因し又はこれに関連して、当社又は契約者とLINEヤフー社との間で紛争が生じた場合(ただし、当該紛争が当社のみの責に帰すべき事由によって生じた場合を除く)、契約者は当社を免責し、自らの責任と負担において当該紛争を解決する責任を負う。
- 前二項のほか、契約者は本サービスの提供を受けるために必要となる諸手続に協力するものとする。
- 契約者が当社に対し、契約者アカウント等を提供しない場合、当社は契約者に対して本サービスを提供することができず、本契約は当然に終了する。

## 第7条(本サービスの提供条件)

当社は、契約者が次の各号の一に該当すると判断した場合、当該事項が解消されるまでの間、契約者に対し本サービスの提供を停止できる。なお、この場合であっても、契約者は、本サービスの利用料金を支払う義務を免れない。

- 当社が提供する各種サービス(本サービスを含むがこれに限られない)の利用にかかる対価及び委任費用の支払いを怠っている場合
- 契約者による公式アカウントサービスの利用が停止されている場合
- 契約者が本約款に違反した場合

## 第8条(保証)

契約者は、当社に対し次の各号に掲げる事項を保証する。

- 本サービスの利用の過程で当社に提供した事項につき、以下に該当するものが含まれていないこと
  - 事実と異なる情報又は真実性が疑わしい情報
  - 性的好奇心を煽るような情報又はグロテスクな情報その他ユーザーに不快感を与える情報
  - 特定の政治活動、思想活動、宗教活動を助長する情報
  - 上記のほか、当社が別途禁止する事項
- 当社に提供した写真画像が第三者のいかなる権利(著作権、肖像権、商標権、パブリシティ権等を含むがこれらに限られない)をも侵害しないこと

## 第9条(契約者に関する情報)

当社は、本契約の遂行のため、必要な範囲において契約者に関する情報(個人情報を含み、以下「契約者情報」という)をLINEヤフー社に提供することができ、また、LINEヤフー社から提供された契約者情報を利用できるものとする。なお、当社による個人情報の利用については当社のプライバシーポリシーによるものとする。

## 第10条(禁止事項)

- 契約者は、本サービスを利用するにあたり、次の各号に掲げる事項を行ってはならない。
  - 本約款に違反する行為
  - 委託先を誹謗中傷し、又は委託先の品位や名誉を傷つける行為
- 当社は、契約者が前項に掲げる事項を行ったと判断する場合、契約者に予告することなく契約者ページの掲出を一時中断又は掲出を取りやめることができる。

## 第11条(知的財産権等)

- 本サービスの提供の過程で当社が制作したページ、SNS記事その他の制作物の著作権は、当社に帰属する。ただし、当該制作物に、契約者が著作権その他の権利を有する素材(写真画像、説明文等を含むがこれらに限られない)が含まれる場合、当該制作物にかかる権利の帰属については、当社及び契約者にて別途協議の上定めるものとする。
- 契約者は、当社に対し、当社による本サービスの提供のために必要な範囲における契約者の商号、商標・ロゴマークの使用を無償で許諾する。

## 第12条(本サービスの停止及び中断)

- 当社は、次の各号の一に該当する場合、本サービスの全部又は一部の提供を、契約者に予告なく停止することができる。
  - 当社のサーバー又はシステムの保守、点検、バージョンアップ等により本サービスの提供が不能又は困難な場合
  - 通信事業者等の設備の事故、火災、停電、天災地変、社会的混乱等の当社の責に帰すべき事由によらず本サービスの提供が不能又は困難な場合
  - 公式アカウントサービスの仕様変更等 LINE ヤフー社の行為により本サービスの提供が不能又は困難な場合
  - LINE ヤフー社により公式アカウントサービスの利用が停止された場合
- 当社が、前項の定めに基づき、本サービスの全部又は一部の提供を予告なく停止した場合であっても、これにより契約者に生じた一切の損害について当社は責任を負わない。この場合であっても、これによって、本サービスの対価は減額されるものではない。

## 第13条(賠償)

- 本約款で当社の損害賠償責任が免責されている場合を除き、本サービスに起因し又はこれに関連して、当社が契約者又は指定店舗運営者に対し負担する責任は、請求原因の如何を問わず、原因行為のための直接の結果として現実発生した通常損害(予見可能性の有無にかかわらず特別損害、間接損害、逸失利益を含まない)の範囲に限られ、かつ、以下の各号のいずれにも該当する額を上限とする。但し、当社に故意又は重過失がある場合はこの限りではない。
  - 損害の発生の直接の原因となった個別サービスの対価の額(当該対価が年額の対価として定められている場合はその対価の1/2に相当する額)
  - 前号の個別サービスが複数の指定店舗を対象として提供されていた場合、当該個別サービスの対価のうち損害の発生した指定店舗にかかる対価の額
- 前項に定める当社の賠償責任の定めは、債務不履行、不法行為その他法律構成の如何を問わず適用される。

## 第14条(当社による本契約の終了)

当社は、以下の各号のいずれかに該当する場合は、契約者に対する何らの通知及び催告なしに、本契約を直ちに終了させることができるほか、本サービスの提供を停止することができる。この場合、契約者は、当社に対して負担する一切の債務(本契約に基づき負担する債務を含むがこれに限られない)の期限の利益を当然に失い、これを直ちに弁済する。なお、本条による本契約の終了は、契約者に対する損害賠償の請求を妨げない。

- 契約者が当社約款に違反した場合
- 契約者が個別のサービスの支払いを滞り、当社からの催告にもかかわらず相当期間経過後も支払がなされない場合

- (3) 契約者が審査基準を満たしていないことが事後的に判明した場合、又は加盟後審査基準を満たさなくなったと当社が判断した場合
- (4) 契約者が自己の営業の停止又は廃止をした場合
- (5) 契約者が自己の営業について監督官庁による注意、勧告又は処分を受けた場合
- (6) 契約者が自己の営業を行うために必要な許認可を有しない場合
- (7) 契約者が住所変更の届出を怠る等契約者の責に帰すべき事由によって契約者の所在が不明となった場合
- (8) 契約者が仮差押え、仮処分、差押えもしくは競売の申立てを受け、破産手続開始、民事再生手続開始、会社更生手続開始、特別清算手続開始もしくは特定調停手続開始その他これに類する手続の申立てを受け、又は破産手続開始、民事再生手続開始、会社更生手続開始、特別清算手続開始もしくは特定調停手続開始その他これに類する手続の申立てを自らした場合
- (9) 契約者が支払を停止し、又は手形交換所から警告もしくは不渡り処分を受けた場合
- (10) 契約者が公租公課の滞納処分を受けた場合
- (11) 前3号のほか、契約者の財産状態又は信用状態が悪化したと当社が判断した場合
- (12) 契約者が資本減少、合併、全部若しくは重要な一部の事業の譲渡又は解散の決議をした場合
- (13) 契約者が株主構成、役員等の変動等により会社の実質的支配関係が変化し、従前の会社との同一性がなくなると当社が判断した場合
- (14) 契約者(個人事業主の場合)が死亡した場合
- (15) 契約者による当社への過度な要求があった場合
- (16) 契約者が本サービスの提供に必要な各種手続を行わないことにより、相当期間経過後も当社が本サービスを提供することができない場合
- (17) 本項各号のいずれかに準ずる事由があると当社が判断した場合
- (18) その他契約者による本契約の履行が困難であると当社が判断した場合

#### 第15条(キャンセル料)

1. 契約者が本サービスの申込後に本サービスの利用をキャンセルした場合又は前条の定めにより当該サービスの利用を終了した場合、契約者は、当社に対し、キャンセル料として、本サービスの対価の金額と同額を当社が別途定める方法により直ちに支払う。
2. 前項に定めるキャンセル料は、契約者が支払うべき損害賠償額の上限を定めたものではなく、契約者が当社に損害を与えた場合、契約者は、違約金の支払いに加え、当社に発生した全ての損害を賠償しなければならない。

制定日 2023年4月1日  
改定日 2024年3月1日